⑵　工事名　新名神高速道路　錐ヶ瀧橋他１橋（ＰＣ上部工）拡幅工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
自）三重県亀山市安坂山町
至）滋賀県甲賀市土山町
⑷　工事内容　本工事は、新名神高速道路の６車線化事業において、錐ヶ瀧橋（上下線）及び笹路川橋（上り線）のＰＣ橋上部工の拡幅を行うものである。
⑸　工事概算数量
錐ヶ瀧橋　西橋梁（上り線）ＰＣ５径間連続箱桁橋拡幅　最大支間長115.0m、拡幅面積　約2,100㎡
錐ヶ瀧橋　中橋梁（上り線）ＰＣ４径間連続箱桁橋拡幅　最大支間長98.5m、拡幅面積　約1,700㎡
錐ヶ瀧橋　東橋梁（上り線）ＰＣ５径間連続箱桁橋拡幅　最大支間長109.0m、拡幅面積　約2,400㎡
錐ヶ瀧橋　中橋梁（下り線）ＰＣ７径間連続箱桁橋拡幅　最大支間長90.0m、拡幅面積　約2,000㎡
錐ヶ瀧橋　東橋梁（下り線）ＰＣ５径間連続箱桁橋拡幅　最大支間長88.0m、拡幅面積　約1,600㎡
笹路川橋（上り線）ＰＣ２径間連続版桁橋拡幅　最大支間長34.5m、拡幅面積　約400㎡
⑹　工期　契約締結日の翌日から1,800日間
ただし、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－19）による社会情勢を踏まえ、契約期間内に情勢変化があった場合は、履行期間の延長を協議できるものとする。
⑺　使用する主要な資機材
コンクリート　約5400㎥
鉄筋　約900ｔ
ＰＣ鋼材　約300ｔ
プレキャストコンクリート部材（ストラット）　約600本
⑻　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を確保した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。発注者は、週休２日を達成するための費用として、当初積算時及び設計変更時に、「週休２日制モデル工事における積算方法について」（https://contract.c-nexco.co.jp/point/）により計上するものとする。
⑼　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑽　本工事は、競争参加資格の確認申請時に、設計図書に参考として示した図面及び仕様書において管理体制・工程計画・安全等に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。
技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の大きな変更を伴う提案は「不適格」とする場合がある。
⑾　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」を適用する。なお、電子入札により難いものは、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」に基づき、契約責任者に届出を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。
⑿　契約制限価格を上回った場合の取扱い
本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
見積協議方式とは、すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１社を協議相手として選定し、当社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。
⒀　本工事は、電子契約によることができる。
２　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和３・４年度競争参加資格における「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,400点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,400点以上であること。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和３・４年度競争参加資格における「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上である者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上であること。）の２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。
⑷　施工実績　平成18年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績　片持張出架設工法により架設した最大支間長90m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）連続箱桁橋の工事
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績　片持張出架設工法により架設したＰＣ（ＰＲＣ）橋上部工を架設した工事
・求める実績に対して提出できる施工実績は各々１件とする。
・施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成18年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。
・施工実績が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関※が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。
※公共工事発注機関とは、国、地方公共団体又は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第２条第１項に定める法人をいう。以下同じ。
・特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。
⑸　配置予定の技術者等
①　常駐で配置する現場代理人及び専任で配置する主任（監理）技術者については、次に掲げる基準を満たす者とする。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働している期間（準備工事を含む。）とする。
１）現場代理人、主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。